

## 東京都指導農業士認定要綱

制定	平成28年8月22日	28産労農振第955号
改正	平成29年3月31日	28産労農振第2290号
改正	令和2年5月21日	2産労農振第366号
改正	令和4年6月30日	4産労農振第757号

### 第1 目的

この要綱は、高齢化等から東京農業の担い手不足が顕在化していることに鑑み、農業後継者や農外から就農を目指す新規参入者等を安定的な農業経営の担い手として確保・育成していくため、将来の東京農業の中核を担う農業者の育成に熱心に取り組む先進的な農業者を東京都指導農業士として認定し、担い手の指導・育成体制を構築することにより、東京農業を振興することを目的とする。

### 第2 定義

東京都指導農業士とは、農業技術及び経営管理能力に優れており、次世代の農業者に対する指導活動等により力強い東京農業の発展に資する農業者のことを言う。

### 第3 東京都指導農業士の役割

東京都指導農業士の役割は、次のとおりとする。

- (1) 東京農業の振興に関する活動
- (2) 農業後継者や新規参入者等の指導・育成
- (3) 女性農業者及び青年農業者が活躍できる環境づくりの推進
- (4) その他農業に関する情報の提供

### 第4 認定基準

東京都指導農業士は、将来の東京農業の中核を担う農業者の育成に熱心に取り組む農業技術及び経営管理能力に優れた農業者とし、その認定基準は別に定める。

### 第5 認定の方法

- 1 東京都指導農業士の認定は、知事が行う。
- 2 知事は、前項の規定により認定を行うにあたっては、審査会を設置し、その意見を聞くものとする。
- 3 審査会に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 認定の期間及び更新手続き等については、別に定める。

### 第6 認定の辞退及び取消し

認定の辞退及び取消しに必要な事項は、別に定める。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、東京都指導農業士の認定に関して必要な事項は別に定める。

附 則（平成28年8月22日 28産労農振第955号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日 28産労農振第2290号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月21日 2産労農振第366号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年6月30日 4産労農振第757号）

この要綱は、決定の日から施行する。